

インド・ジャナタ党の規約とその解説

ほりもと たけのり
堀 本 武 功

はじめに

I ジャナタ党の規約

II 解説

はじめに

独立後のインドにおける政党制は、圧倒的に優勢な支配政党であった会議派（1969年の分裂までの「会議派」と分裂後の「与党会議派」）による政権保持の永続化の志向と、これに対して劣勢であった野党が会議派をどう評価しまたどう対応するかを基本的な枠組みとして展開された。この対応策の一つが、ある程度近似した性格を持つ野党間の連携であった。ジャナタ（人民）党についてもこうした視点から捉えることができよう。同党の場合に特記すべきことは、単なる連立政権や選挙協力の域を超え、政党を結成した点にある。主要な全国政党が結集して新党を結成したのは、独立後最初のケースである。

こうした新しい情勢の展開は、インドの政党制が内包するさまざまな条件とあいまって、現在の「議會制」を含む政治機構が維持される限り、今後も政党の再編成が繰り返されるであろうとの予測を可能とする。そして複数の政党が合併する際には、政党間の政策や人事とともに党組織の調整が問題となる。ジャナタ党の場合は、いわばその先駆的なケースである。

ここにジャナタ党規約の訳出を試みたのも、そのような問題関心からである。ジャナタ党の結成に到る経過については、以下で若干の説明を行なうが、誕生したのは一枚岩の政党ではなく、当初から旧党間の内部対立を抱える政党であった。この対立は、まず、総選挙後の首相、閣僚、党の総裁などの役員の人選、ついで党規約の制定をめぐる表面化したのである。

すなわち党規約は、1977年5月1日の結党大会で採択される予定であった。しかし、同大会に上程された規約草案に対する批判があったため、とりあえず暫定規約が採択されたのである（注1）。正式な規約が採択されたのは後のことである。この正式規約は、1977年12月21日の運営委員会（注2）において主に組織構成に関する修正が加え

られた。以下に訳出した規約は、この修正規約である。

本資料は、I ジャナタ党規約、II 解説で、構成し、II においては同規約のモデルとなった分裂前の会議派の規約（注3）と対比させつつ、旧党間に対立のあった規定などについて解説を加えた。また、組織・機構に多くの関心を払っているのは、インドにおける政党がその政治文化や政治発展とどのような対応関係を持とうとしているかを理解する一助となろう、と考えるからである。しかしこの対応関係については機会を改めて論ずることとしたい。

さてジャナタ党の結成の経過についてであるが、これには、当時における政治状況が直接の要因となっている。与党会議派は、1975年6月26日以後（1977年3月21日まで）インドを非常事態の下に置き、自らは一党支配を志向した。与党会議派は、1977年1月18日、支配の永続化と正当化を図るため、同年3月に第6次総選挙を行なうとした。これに対して、インド人民党、大衆連盟、野党会議派および社会党の4党は、1月20日、与党会議派に対抗すべくジャナタ党の名のもとに結集し、同総選挙において圧倒的勝利を収めた。これら4党に民主国民会議派（2月2日に与党会議派から分離して結成された政党）を加え、5月1日、ジャナタ党が正式に発足したのである。上記5党の内、社会民主主義系の社会党を除く4党は、いずれも保守系の政党である。

このようにジャナタ党は急きよ結成されたものの、結成に至るまでにこれら保守系政党間に連携化の流れがあった点に注目すべきであろう。そうした流れは1967年の第4次総選挙のころから見られたが、明確に出発点と言えるのは、1971年の第5次総選挙における「大連合」である。大連合は候補者の乱立を避け選挙区調整によって会議派に対抗しようとしたもので、野党会議派、大衆連盟、自由党および統一社会党が参加していた。ついで、1974年8月にインド人民党が結成される。インド人民党は、同年のウツタル・プラデシュ州の州議会選挙において与党会議派に敗北したインド革命党、統一社会党、自由党などが統合して結党したものである。翌年6月には、グジャラート州議会選挙において「ジャナタ・フロ

ント」(人民戦線)が形成される。構成政党は、野党会議派、大衆連盟、インド人民党、社会党および全国労働党であった。ジャナタ・フロントはこの選挙で与党会議派を打ち破っている。ついで1976年1月、連邦議会において上記4党を構成員とする「ジャナタ・フロント」が結成されたのである。以後の経緯は上述したとおりである。

なお、訳出にあたっては以下のテキストを用いた。

Panata Party, *Constitution of the Janata Party (as amended by the Working Committee of the Janata Party on December 21, 1977)*.

(注1) *The Statesman*, Apr. 25, 1977 および *The Statesman*, Dec. 22, 1977.

(注2) 1977年12月21日の運営委員会 (the Working Committee) における規約の修正によって、同委員会の名称は全国執行委員会 (the National Executive) に変更された。 *The Statesman*, Dec. 22, 1977.

(注3) II. 解説を参照されたい (61ページ)。

I ジャナタ党の規約

目次

誓い

- 第1条 党の名称
- 第2条 目的
- 第3条 組織構成
- 第4条 州支部の区域
- 第5条 党員資格
- 第6条 評議会の任期
- 第7条 党員の登録簿または名簿
- 第8条 投票人または候補者の資格
- 第9条 追加委員
- 第10条 基礎委員会
- 第11条 ブロック評議会または選挙区評議会
- 第12条 県評議会
- 第13条 州評議会
- 第14条 全国評議会
- 第15条 議題委員会
- 第16条 代議員
- 第17条 党大会
- 第18条 臨時大会
- 第19条 総裁選挙
- 第20条 全国執行委員会
- 第21条 会計役
- 第22条 総書記

第23条 党員資格の検査

第24条 選挙紛争

第25条 選挙機構

第26条 党旗

第27条 選挙シンボル

第28条 議会委員会

第29条 州選挙委員会

第30条 党紀委員会

第31条 欠員

第32条 雑則

第33条 規約の改正

初級党員入党書式(A)

活動党員入党書式(B)

初級党員資格および／または活動党員資格更新書式(C)

初級党員資格更新書式(D)

誓い

われわれ、ジャナタ党の党員は、ここに、人民の民主的権利および個人の自由を擁護しならびに彼らを強化することに対して自らを再び捧げるものである。

われわれは、ガンディー翁の教えおよびインド文化の最高の価値にもとづく民主主義、世俗主義(secular)および社会主義の社会を建設するために、わが国の社会、経済および政治構造を根本的に再構築することを決意している。

われわれは、党の目的を達成し、ならびに党の選挙綱領に掲げた政治、経済および社会の憲章を実現するために団結し続けることを誓う。

われわれは、わが国の解放闘争において闘ったすべての人々に対して、またジャヤ・プラカシュ・ナーラーヤン氏が先導した最近の民主化闘争において受難した人々に対して、われわれの謝意を奉ずるものである。

(注) この誓いは、1977年3月24日にニューデリーのラージガートにおいてジャナタ党のすべての国会議員がたてたものである。

第1条 党の名称 (Name of the Party)

党の名称は、ジャナタ党(JANATA PARTY)とする。

第2条 目的 (Aims and Objects)

ジャナタ党は、わが国の豊かな遺産ならびに国家の独立および個人の自由のための闘争という崇高な伝統から感化を受け、かつ、ガンディー主義(Gandhian principles)に基づく、民主主義、世俗主義および社会主義の国家を

インドに建設する職務に対して捧げられている。党は経済的権力および政治権力の分権化 (decentralisation) を保証する政体を信奉する。党は、サチャグラハまたは非暴力抵抗を含む平和的で民主的な異議の権利を是認する。

第3条 組織構成 (Organisational Structure)

ジャナタ党は、つぎに掲げる組織で構成する。

1. 全国 (National)
 - (a) 党の大会 (the Plenary Session) または臨時大会 (special Session)
 - (b) 全国評議会 (the National Council)
 - (c) 全国執行委員会 (the National Executive)
2. 州支部 (State Units)
 - (a) 州評議会 (the State Councils)
 - (b) 州執行委員会 (the State Executives)
3. 県支部 (District Units)
 - (a) 県評議会 (the District Councils)
 - (b) 県執行委員会 (the District Executives)
4. 中間支部 (Intermediate Units)

州執行委員会が決定する。

 - (a) ブロック (注1) 評議会または選挙区 (注2) 評議会 (Block or Constituency Councils)
 - (b) ブロック執行委員会または選挙区執行委員会 (Block or Constituency Executives)
5. 基礎支部 (Primary Units)

基礎委員会 (Primary Committees)

(注) (i) ブロックまたは選挙区の支部および基礎支部の区域については、関係州評議会が決定する。

(ii) 本規約 (Constitution) の目的のために、「州」という用語は「連邦直轄地」(Union Territory) を含む。

(iii) 市自治体 (Municipal Corporation) を有するすべての市 (cities) は、本規約の目的のために、別個の県として扱われるものとする。

(iv) 150万人以上の人口を有する大都市区域 (a Metropolitan area) は二つ以上の県に分割しうるものとし、また、その区域については州執行委員会が決定するものとする。

第4条 州支部の区域 (Area of State Units)

1. 党の州支部の区域は、インド憲法の第1附表 (First Schedule) に掲げられた州および連邦直轄地に準拠するものとする。

ただし、全国執行委員会は、ボンベイ大都市区域については、地域的地位 (regional status) を有し、

党のマハーラーシュトラ州支部の管轄区域内に含まれる評議会を設置することができる。この評議会の権限および職務は、全国執行委員会の定める規則 (the rules) にしたがって規定されるものとする。

ただし、全国執行委員会は、例外的な状況において正当化される場合であっても、いかなる州または連邦直轄地においても党支部を設置することができない。

3. 州支部の本部は、関係の州または連邦直轄地の州都におかれるものとする。ただし、州評議会は、全国執行委員会から事前の許可をえた上で、その本部を移動することができる。

第5条 党員資格 (Membership)

(a) (i) 第2条を承諾する18歳以上の者であって、別個の党員資格、規約および綱領を有する宗派 (Communal) またはその他を問わず他の政党の党員でない者は、書式「A」を用いて書面による宣告を行ない、かつ、2年間の党費1ルピーを納入することによって、ジャナタ党の初級党員 (primary member) になることができる。

(ii) 何人も、その者の永住地または職業を営む以外の場所において、初級党員になってはならない。

(iii) 初級党員および活動 (active) 党員の資格は、1月1日から翌年の12月31日までとする。

(b) いかなる者も、その者がつぎに掲げる条件を満し、かつ、書式「B」の宣誓に署名したときは、2年間に25ルピーの党費を納入するかまたは25人の初級党員を入党させることによって、活動党員になることができる。

1. その者が、21歳以上であること。
2. その者が、手紡ぎ手織りのカーディー (khadi) の常習的な着用者であること。
3. その者が、酒類および麻薬を服さぬこと。
4. その者が、いかなる形状においても不可触賤民制を遵守せずまたは承認しないこと。
5. その者が、宗派的統一 (Communal unity) を信じ、また、他人の信条を尊重すること。
6. その者が、全国執行委員会によって定められた最少限の訓練および最少限の務めを行なうことを誓うこと。
7. 「最少限の務め」とは、ジャナタ党のいずれかの委員会が発行する定期刊行物のうちいずれか一誌に少なくとも一人の購読者を勧誘する務めを含む。

むものとする。

(注) 本項は、次回の党全国大会 (National Conference) から2年後に施行されるものとする。

(c) 初級党員および活動党員の資格は、定められた規則にしたがって2年間の党費が納入され、かつ、定められたその他の条件が満たされているかぎり、継続する。初級党員および活動党員の資格の更新は、必要な党費を納入し、かつ、初級党員または活動党員のいずれかの資格更新書に必要事項を記入することによって完了したものとみなす。

(d) 初級党員および活動党員が納入した2年間の党費は、次の比率によって次の評議会の間で配分されるものとする。

全国評議会	10%
州評議会	25%
県評議会	25%
その他支部	40%

(注) 初級党員および活動党員の党費のうち40%は、県委員会より下位の種々の支部間で比例的に配分される。その比率については、関係州評議会が決定するものとする。

第6条 評議会の任期 (Term of Councils)

すべての評議会、委員会および役員は、通常、2年間とする。

第7条 党員の登録簿または名簿 (Register or List of Members)

1. 活動党員および初級党員の永久名簿または永久登録簿は、定められた規則にしたがって、県執行委員会によって作成され、かつ、州執行委員会によって正式に認証および証明されるものとする。州執行委員会は、その活動党員の名簿を全国執行委員会の中央事務局 (Central Office) に提出し、また名簿中の変更について、随時、中央事務局に通知するものとする。
2. 県執行委員会が作成した名簿または登録簿には各党員の氏名、住所、年齢、職業、入党年月および入党書の連続番号を記載するものとする。
3. 党員資格は、死亡、離党、除名または2年間党費の滞納によって消滅するものとする。

第8条 投票人および候補者の資格 (Qualification of Voters and Candidates)

1. 全国執行委員会によりその目的のために定められた規則にしたがって作成された初級党員名簿におけ

るすべての初級党員は、基礎委員会に対する選挙において投票する資格を有するものとする。

2. 活動党員の登録簿または名簿にその氏名が記載されている活動党員のみが、基礎支部より上位の評議会または執行委員会の選挙において被選挙権資格を有するものとする。

第9条 追加委員 (Co-opted Members)

全国執行委員会ならびに州段階およびこれより下位段階の執行委員会は、全国評議会、州およびその他の下位段階における各関係評議会の全構成員数の10%までを追加選挙する (co-opt) ことができる。

州段階およびこれより下位段階における全国評議会の追加委員は、組織の選挙において投票権を行使せず、または組織の選挙に立候補しないものとする。ただし、追加委員である者は、当該資格を理由として、通常の方法による委員会の正委員資格への選任を求めることを妨げられないものとする。

第10条 基礎委員会 (Primary Committee)

1. 少なくとも25人の初級党員がいる場合には、基礎支部を設置することができる。
2. 基礎委員会は、支部の初級党員によって選挙される会長 (President) を含む最少限5人最大限11人の委員で構成するものとする。
3. 基礎委員会の会長は、党の活動党員とする。
4. 会長は、委員会の委員の中から書記 (Secretary) を任命することができる。

第11条 ブロック評議会または選挙区評議会 (Block or Constituency Council)

1. ブロック評議会または選挙区評議会は、次の者で構成するものとする。
 - (i) 初級党員100人までを有する基礎支部については評議員1人、初級党員101人以上を有する支部については評議員2人の割合で、ブロック評議会または選挙区評議会の区域内における基礎支部によって選挙される評議員。
 - (ii) ブロック評議会または選挙区評議会の区域内にあるパンチャーヤット・サミティ^(注3)および市自治体における党所属議員の互選による代表者 (Representative) 10人。
 - (iii) 追加評議員
2. 基礎支部の区域の50%に正式に構成された基礎委員会がない場合には、いかなるブロック評議会または選挙区評議会も設置してはならない。

3. ブロック評議会または選挙区執行委員会は、定められた規則にしたがって、ブロック評議会または選挙区評議会の評議員によって選挙される会長を含む評議員15人で構成するものとする。会長は、ブロック執行委員会または選挙区執行委員会の委員の中から次の役員を任命するものとする。書記2人。

第12条 県評議会 (District Council)

1. 県評議会は、次に掲げる者で構成するものとする。

- (i) その管轄区域内に含まれるブロック執行委員会または選挙区執行委員会の委員。
- (ii) 定められた規則にしたがって、県評議会の区域内にある地方団体 (block bodies) から、かかる地方団体におけるすべての党所属議員の10%を超えないで選挙される評議員。
- (iii) 1任期を務め、かつ、活動党員である県評議会の元および前会長。
- (iv) 中央および州の議会ジャナタ党 (the Janata Party Legislature Parties) の県選出議員。ただし、これらの議員は活動党員であること。
- (v) 県内の市自治体、自治体および県委員会 (District Board)、ジラー・パリシャド (Zilla Parishad) またはジャナパダ (Janapada) 註4) におけるジャナタ党のリーダー。ただし、これらのリーダーは活動党員であること。
- (vi) 追加評議員。

2. 県執行委員会は、定められた規則にしたがって、県評議会の評議員によって選挙される会長 (the President) を含む執行委員21人で構成するものとする。会長は、県執行委員会の委員の中から次の役員を任命するものとする。

副会長 (Vice-President) 2人
会計役 (Treasurer) 1人および書記 (Secretary) 3人以下

ただし、大きな県の場合には、全国執行委員会は州執行委員会の勧告に基づいて、執行委員の数を31人まで増加することができる。

第13条 州評議会 (State Council)

1. 州評議会は、次に掲げる者で構成するものとする。

- (i) 州評議会または大都市の各選挙区ごとに1人の割合で県評議会によって選挙される代表者。
- (ii) 互選による関係州の州議会ジャナタ党議員の10

%、および5人を最少限とし互選による関係州選出の連邦議会ジャナタ党議員の10%。ただし、これらの連邦議会議員は、活動党員であること。

- (iii) 1任期を務め、かつ、ジャナタ党の活動党員である州評議会の元および前会長。
- (iv) 州議会ジャナタ党のリーダー。
- (v) 県評議会の会長。ただし、同会長は、州ジャナタ党 (the State Janata Party) の会長 (President) または書記になる資格を有しないものとする。
- (vi) 州に居住する全国評議会の評議員。
- (vii) 追加評議員。

2. 州評議会のすべての評議員は、州評議会に対して2年間の会費15ルピーを納入するものとする。

3. 州執行委員会は、定められた規則にしたがって、州評議会によって選挙される総裁 (the President) を含む執行委員35人で構成するものとする。総裁は、州執行委員会の委員の中から次の役員を任命するものとする。

副会長 (Vice-President) 3人
会計役 (Treasurer) 1人および総書記 (General Secretary) 5人以下。

第14条 全国評議会 (National Council)

1. 全国評議会は、次に掲げる者で構成するものとする。

- (i) 単記委議式投票 (single transferable vote) の比例代表制によって選挙する資格を有する各州評議会の評議員が選挙する当該州の下院議員数に等しい数の代表者。
- (ii) すべての州評議会の会長、州議会ジャナタ党および大都市評議会 (Metropolitan Council) のリーダー、および連邦議会ジャナタ党 (the Janata Parliamentary Party) のリーダー。
- (iii) 互選による連邦議会ジャナタ党の全議員の10%。
- (iv) 1任期を務め、かつ、ジャナタ党の活動党員であるジャナタ党の元および前総裁。
- (v) 追加評議員。

2. 全国評議会は、ジャナタ党に係るすべての事項を調整するために、本規約に抵触しない規則 (Rules) を定める権限を有するものとする。この規則は、すべての下位支部を拘束するものとする。全国評議会は、全国執行委員によって要求される度ごとに、または完全な表決権を有する全国評議会評議員の総数の

20%以上の者により全国執行委員会に対して行われた共同要求に基づいて、開催されるものとする。要求書には、要求者が全国評議会の開催を求める目的を明記するものとする。要求に基づく会議は、要求書の受領後2カ月以内に開催されるものとする。ただし、1年間に2回以上の要求を行うことはできない。要求に基づく会議においては、全国執行委員会が審議のために追加議事事項を提出することができる。

3. 要求に基づく会議を除く全国評議会のすべての会議においては、その目的のために定められた規則にしたがい全国評議会の評議員により正式な通告が行われた提案について、審議のために少なくとも4時間が割り当てられるものとする。
4. 75人または評議員総数の5分の1のいずれか少ない方を、全国評議会の会議の定足数とする。
5. 全国評議会のすべての評議員は、年会費25ルピーを納入するものとする。評議員は、全国評議会の書記の1人が正式に署名したその者が評議員である旨の証明書を受領するものとする。評議員は、会費を納入することなく、全国評議会、議題委員会 (Subjects Committee) またはジャンタ党の党大会に出席することができない。

第15条 議題委員会 (Subject Committee)

1. 全国評議会は、党大会の直前、総裁を委員長とする議題委員会として集会するものとする。全国執行委員会は、ジャンタ党の党大会のために、決議案を含む議事日程を議題委員会に対して提出するものとする。
2. 州評議会または全国評議会評議員によって正式な通告が行われた提案については、審議のためにできる限り4時間を割当ててものとする。

第16条 代議員 (Delegates)

州評議会および全国評議会のすべての評議員は、ジャンタ党の党大会の代議員であるものとする。

第17条 党大会 (Plenary Session)

1. ジャンタ党の党大会は、通常2年に1回、全国執行委員会が決定する期日および場所において開催されるものとする。
2. 党大会は、総裁およびその他すべての代議員で構成するものとする。
3. 党大会は、議題委員会が党大会に採択することを勧告した決議案を最初に審議するものとする。その

後、党大会は、50人の代議員が開議前に書面により総裁に対して大会への提出の許可を要求した上記の決議案に含まれない正式動議を審議するものとする。ただし、かかる動議は、その動議が議題委員会の会議においてあらかじめ討議され、かつ、その会議に出席した委員の3分の1の支持を得ていない場合には、許可されないものとする。

4. 党大会がその管轄区域において開催される州評議会は、接待委員会 (Reception Committee) を務めるものとし、また、そのために追加委員を選挙することができる。
5. 接待委員会は、資金の調達を含むすべての必要な準備を行い、また、その準備については個別のかつ全体的な帳簿をつけるものとする。これらの帳簿は、全国執行委員会が任命する監査人によって党大会後6カ月以内に検査されるものとする。
6. 余剰の資金および資産は、全国評議会および州評議会の間で二等分されるものとする。

第18条 臨時大会 (Special Session)

1. 党の臨時大会は、全国評議会が決定した場合、または州評議会の過半数が決議によりその決議において特定した議事事項を審議するためにかかる臨時大会の招集を総裁に対して要求した場合に、開催される。
2. 党大会の代議員は、臨時大会の代議員であるものとする。
3. かかる臨時大会は、その大会を開催するために選定された州の州評議会によって組織されるものとする。

第19条 総裁選挙 (Election of the President)

1. 全国執行委員会は、総裁選挙の選挙管理人として、全国評議会の総書記 (General Secretary) の1人を任命するものとする。ただし、総裁職の候補者である総書記は任命されないものとする。すべての総書記がかかる候補者である場合には、全国執行委員会は、全国段階で2年間にわたり何らの役職についていない他の者を選挙管理人として任命するものとする。選挙管理人は、定められた規則にしたがって、投票場監督を任命し、また、投票の準備を行うものとする。
2. 10人の代議員は、党総裁選挙の候補者として、いかなる代議員の名前をも連帯して提案することができる。かかる提案は、定められた規則にしたがって、

- 全国執行委員会が任命する選挙管理人に到達しなければならない。
3. 選挙管理人は、辞退した者の名前を除去した後に、残りの候補者名を公表するものとする。除去した後に1人の候補者しか残っていない場合には、その者が党総裁に正式に選挙されたものとする。
 4. 立候補者名の最終発表から通常7日間以上の後の全国執行委員会が定めた日に、各代議員は、総裁選挙において次の方法により投票する資格を有するものとする。代議員は（2人の候補者しかいない場合——訳注）候補者名を表示した投票用紙において候補者のうちの1人にその者の選択を表記するものとする。3人以上の候補者がいる場合には、代議員は候補者名に対して1、2などの数字を書き込むことによって少なくとも二つの選択を表記するものとする。かかる場合においては、代議員は、その者が望むとき、二つ以上の選択を行うことができる。ただし、一つの選択しか表記しない投票用紙は無効と見做す。投票用紙は、その目的のために準備された投票箱に投函されるものとする。
 5. 投票場監督は、投票箱を選挙管理人に移送するものとする。すべての投票箱の受領後、選挙管理人は各候補者に投じられた第1選択の投票数を計算するものとする。1人の候補者が50%以上の第1選択投票をえた場合には、その候補者が総裁に選出されたものとする。50%以上の第1選択投票をえた候補者がいない場合には、最少の第1選択投票をえた候補者は除去されるものとし、この候補者に第1選択投票を表記した投票者の第2選択投票が残りの候補者の得票数を計算する際に算入されるものとする。この計算において、最少の得票をした候補者は除去されるものとする。この除去手続によりその後の計算で最少得票の候補者を除去し、表記された選択投票にもとづく投票の委譲後、50%以上の得票をした候補者が総裁に選挙されたものとする。
 6. 上記の手続によって選挙された総裁の死去または辞任などの理由によって生じた非常時の場合には、全国執行委員会は、ただちに、上記に規定された代議員による新たな選挙のための期日を定めるものとする。新総裁は、6カ月間以内に選挙されるものとする。新総裁が選挙されるまで、全国執行委員会はその執行委員の中から総裁代理を選挙するものとする。
 7. 総裁は、その者の選挙後に開催される党の大会または臨時大会を主宰するものとし、また、全国執行委員会が閉会中の時は、同委員会のすべての権限を行使するものとする。
- 第20条 全国執行委員会 (National Executives)**
1. 全国執行委員会は、総裁、および同委員会が定める規則にしたがい全国評議会によって選挙される執行委員45人で構成する。総裁は、全国評議会によって選挙された執行委員の中から会計役および5人以下の総書記を任命するものとする。
 2. 全国執行委員会の会議の定足数は、15人とする。
 3. 全国執行委員会は、党の最高執行機関(the highest executive authority)であり、大会または全国評議会が定めた政策および綱領を実現する権限を有し、また、全国評議会に対して責任を負うものとする。全国執行委員会は、本規約の規定の解釈および適用に関するすべての事項について最終的な機関とする。
 4. 全国執行委員会は、全国評議会のすべての会議に対して、その会議の議事日程および前回の全国評議会の議事録を提出し、ならびにそのために定められた規則にしたがって全国評議会の評議員が正式な通告を行うことのできる非公式決議に対して時間を割り当てるものとする。
 5. 全国執行委員会は、すべての党支部の記録、書類および帳簿を調査するために、1人または2人以上の監査人、検査人またはその他の役員を任命することができる。すべての必要な情報を監査人、検査人またはその他の役員に提供し、ならびにすべての事務所、帳簿およびその他の記録について監査人、検査人およびその他の役員に対し調査を認めることは、すべての党支部の義務とする。
 6. 全国執行委員会は、つぎの権限を有するものとする。
 - (a) 党組織の適正な運営のために規則を定めること。かかる規則は、できる限り速やかに全国評議会に提出されるものとする。
 - (b) 本規約に違反しない指示をさまざまな支部に対して行うこと。
 - (c) 全国執行委員会は、すべての党紀事項に関する最終的な機関とする。
 - (d) 特別な場合に、第5条および第8条の規定の適用を緩和すること。
 7. 全国執行委員会は、同委員会が任命する監査人に

全国評議会の帳簿を毎年検査させるものとする。

8. 全国執行委員会は、下位、県および州の支部ならびに全国評議会の設置が完了すべき期日を定めるものとする。
9. 全国執行委員会は、全国評議会に帰属する財産を保有する受託人委員会 (Board of Trustees) を任命するものとする。受託人委員会の任期は4年間とし、総裁は職務上当然の委員長、また、党の会計役は職務上当然の委員となる。
10. 特別な状況に対処するために、全国執行委員会は、ジャナタ党のために同執行委員会が適当と見做す措置を講ずる権限を有するものとする。ただし、本規約に定められた全国執行委員会の権限を超える措置が講ぜられた場合には、その措置は、できる限り速かに、全国評議会に報告してその承認を受けるものとする。

第21条 会計役 (Treasurer)

会計役は、党の資金を司り、ならびにすべての投資、収入および支出に関する適正な帳簿を保持するものとする。

第22条 総書記 (General Secretaries)

総書記は、統裁の総轄のもとに、ジャナタ党の党務を司り、ならびに党大会後できる限り速かに監査済みの帳簿を含むジャナタ党の党大会議事録を作成しおよびこれを刊行することについて責任を有するものとする。総書記は、前回の報告書以後の期間に関して監査済みの決算書を含む全国評議会および全国執行委員会の業務の報告書を作成し、ならびにこれを毎年初頭に開催される全国評議会の会議に提出し、およびこれを当該会議まで充分時間のある時期に評議員に配布するものとする。

第23条 党員資格の検査 (Scrutiny of Membership)

州執行委員会および県執行委員会は、全国執行委員会により定められた規則にしたがって、初級党員および活動党員の入党に関する定期検査および訴えの処理を行うものとする。ただし、重大な性格を有する訴えが全国執行委員会に対して行われたときは、同執行委員会は、かかる訴えを調査しかつ必要と思われる措置を講ずることができる。

第24条 選挙紛争 (Election Disputes)

州執行委員会および県執行委員会は、全国執行委員会の定めた規則にしたがって、党の選挙に関する訴えの処理を行うものとする。全国執行委員会は、定められた手続にしたがって、州執行委員会の決定に対する上訴を受

理しおよびこれを処理するものとする。

第25条 選挙機構 (Election Machinery)

1. 州評議会は、その任期開始から2カ月以内に、出席して投票する評議員の3分の2の多数決によって州選挙管理人(State Returning Officer)を任命するものとする。
2. 州評議会が定められた期間内に州選挙管理人を任命することができなかった場合には、全国執行委員会が州選挙管理人を任命するものとする。
3. 州選挙管理人は、当該州におけるすべての党の選挙を施行するものとする。州選挙管理人は、州および県の執行委員会と協議して副選挙管理人および州における適正な選挙の施行に必要なその他の役員を任命するものとする。州選挙管理人は、全国執行委員会が、随時、その者に割当てるその他の任務をも遂行するものとする。
4. 州選挙管理人は、通常、1任期の間在職するものとする。ただし、州選挙管理人は、新たな州選挙管理人が任命されるまで、または、全国執行委員会がそのために定めた規則にしたがってその者が解任されるまで、職務を継続するものとする。

第26条 党旗 (Flag)

ジャナタ党の党旗は、党のシンボルの付いた、構成比を2対1とする带状のサフラン色と緑色よりなるものとする。党旗は、手紡ぎおよび手織りのカーディーで作られるものとする。

第27条 選挙シンボル (Election Symbol)

党の選挙シンボルは、すきを担いだ男を輪で取り囲んだものとする。

第28条 議会委員会 (Parliamentary Board)

1. 全国執行委員会は、州議会ジャナタ党の議会活動を統制しおよび調整するために、党総裁を委員長として、党総裁および連邦議会ジャナタ党のリーダーを含むその他の委員8人で構成する議会委員会を設置し、ならびにこの委員会のために規則を定めるものとする。総書記の1人は、総裁によって議会委員会の書記に任命されるものとする。
2. 中央選挙委員会(A Central Election Committee)は、次に掲げる目的のために、議会委員会、および全国評議会が選挙するその他の委員7人を構成員として設置されるものとする。
 - (a) 州議会および連邦議会の議員候補者を最終的に選定すること。

(b) 選挙運動を行なうこと。

第29条 州選挙委員会 (State Election Committees)

1. 州選挙委員会は、州評議会の会長、州議会ジャナタ党のリーダー、および定められた手続にしたがって州評議会が選挙するその他の委員4人以上10人以下で構成するものとする。
2. 州評議会の会長は、州選挙委員会の職務上当然の委員長になるものとする。
3. 州選挙委員会は、選挙区における委員会の推薦を考慮して、中央選挙委員会に対し連邦議会および州議会の議員候補者を推薦するものとし、また、中央選挙委員会の指示にしたがって様々な地方団体の選挙のために党候補者をも選定するものとする。
4. 中央選挙委員会は、候補者の選定および選挙運動の実施に関するその他の事項を指導するために必要な規則を定めるものとする。

第30条 党紀委員会 (Disciplinary Action Committee)

党紀委員会は、定められた規則にしたがって、紀律違反の案件を処理するために種々の段階に設置されるものとする。

第31条 欠員 (Vacancies)

1. 本規約に基づいて構成された支部または委員会の代議員または構成員の職は、辞任、解任または死亡によって欠員となるものとする。
2. すべての欠員は、別段の定めがないときは、前任者が選挙された手続と同一の手続で補充され、また、そのようにして選挙された者は残余の任期について在職するものとする。
3. 別段の定めがないときは、適正に構成された支部または委員会は、欠員を理由として無効にはならないものとする。

第32条 雑則 (Miscellaneous)

1. 委員長 (the chairman) は、同一段階における二以上の委員会の委員になるものとする。
2. 評議会または委員会は、その権限の一部を小委員会に委任することができる。
3. 端数の値について問題があるときは、2分の1またはそれ以上の端数を1、また、2分の1に満たない端数を零として扱うものとする。
4. 本規約において「投票」(vote) という語またはその同義語が用いられている場合には、有効投票を意味する。
5. 党员間ならびに党员および評議会間または評議会

間では、本規約に定められた手続の規定、趣旨、解釈に関して生じた疑義または紛争は、本規約において指示された特定の機関が裁定するものとし、かかる機関の裁定は最終的なものであってすべての党员および評議会を拘束するものとする。

6. 欠席について事前通告をせずに、党支部の会議を三回連続して出席しなかった党员は、関係支部の党员資格を喪失するものとする。
7. 「全任期」(Full term) という語が用いられている場合には、二つの選挙の間または2年間のいずれか少ない方を意味する。

第33条 規約の改正 (Changes in the Constitution)

本規約は、党大会によってのみ修正、変更または補足される。ただし、全国評議会は、全国執行委員会の勧告に基づいて、正式通告を与えた後に出席し投票する評議員の3分の2の多数決によって、第2条を除く本規約を修正、変更または補足する権限を有するものとする。全国評議会によって行われた改正は、次回の党大会に提出して承認を求めるものとする。ただし、この改正は、当該承認以前に、全国評議会が定めた日から施行することができる。

初級党员入党書式(A)

ジャナタ党

(州名 _____)

党员資格控

書式番号 _____

誓 い

私は、ジャナタ党の党员になることを希望します。私は、18歳以上であり、ジャナタ党の原則と綱領を信奉します。

私は、マハトマ・ガンディーが国民に提示した価値と理想に同意し、インドの豊かな遺産および国家の独立のための闘争という崇高な伝統から感化を受けた民主主義、世俗主義および社会主義の国家をインドに建設する職務に対して自らを捧げます。

私は、この職務がサチャグラハまたは非暴力抵抗を含む平和的手段によってのみ達成されうということを固く信じます。

私は、別個の党员資格、規約および綱領を有する、宗派またはその他を問わず他の政党の党员ではありません。私は、カーディーの促進および禁酒を信奉し、カースト、信条、性別または宗教に基づくいか

資 料

なる種類の差別をも信奉しません。

私は、党の規約、規則および紀律を守ることを誓います。

私は、ここに、1978年度分の党費として1ルピーを納入します。

氏名(大文字) _____

父親または夫の氏名 _____

本 籍 地 _____

永住地または永年の勤務地 _____

年 齢 _____ 職 業 _____

日 付 _____

拇印の場合には証人の署名 _____ 署名または入党希望者の拇印 _____

勧誘者の署名 _____ ジャナタ党総裁の署名 _____

(注) 住所は分るようにするため省略せぬこと。

活動党員入党書式(B)

規約第5条(B)項に基づく

書式番号 _____

私は、19〇〇から19〇〇年までの間、ジャナタ党の活動党員として入党を希望します。私は次のこと言明します。

- (i) 私は、21歳以上であります。
- (ii) 私は、手紡ぎ手織りカーディーの常習的な着用者であります。
- (iii) 私は、酒類および麻薬を服しません。
- (iv) 私は、いかなる形状においても不可触賤民制を遵守せずまたは承認しません。
- (v) 私は、宗派的統一を信じ、また、他人の信条を尊重します。
- (vi) 私は、全国執行委員会によって随時定められる、最少限の訓練および最少限の務めを行なうことを誓います。
- (vii) 私は、住所 _____ 氏を、講読者として _____ から _____ までの期間についてジャナタ党刊行物 _____ に勧誘しました。

私は、ここに、党費として/下記の期間について私が勧誘した初級党員25人分の党費として、25ルピーを納入します。

19〇〇年から19〇〇年まで 氏名 _____

父親または夫の氏名 _____

永住地または永年の勤務地 _____

本籍地 _____

年 齢 _____ 職 業 _____

入党希望者が党員となる下位委員会の名称 _____

拇印の場合には証人の署名 _____ 署名または入党希望者の拇印 _____

勧誘者の署名 _____ 日付 _____

(注) 住所は分るようにするため省略せぬこと。

ジャナタ党 _____ 県評議会書記の注記

1. 受領日 _____

2. 活動党員登録簿の連続番号 _____

日付 _____

_____ 県評議会書記の署名

入党希望者に与えられる受領証

受領番号 _____

(住所) _____ から _____

_____ (日付)に25ルピーとともにジャナタ党活動党員への入党希望書を受領。

勧誘者の署名 _____ 書記の署名 _____

日付 _____ 県評議会

目 的

ジャナタ党は、わが国の豊かな遺産並びに国家の独立および個人の自由のための闘争という崇高な伝統から感化を受け、かつ、ガンディー主義に基づく、民主主義、世俗主義および社会主義の国家をインドに建設する職務に対して捧げられている。党は、経済的権力および政治権力の分権化を保証する政体を信奉する。党は、サチャグラハまたは非暴力抵抗を含む平和的で民主的な異議の権利を是認する。

初級党員資格および/または活動党員

資格更新書式(C)

(ジャナタ党規約第5条C項に基づく) (省略)

初級党員資格更新書式(D)

(ジャナタ党規約第5条C項に基づく) (省略)

(注1) 現在、1ブロックは、村の数110と人口約9万2000人を有する面積約620平方キロメートルをカバーしている。Publications Division (Government of

India), *INDIA A Reference Annual 1977 & 78*, 1978, p. 236.

(注2) ここでいう選挙区が連邦議会または州議会のいずれのものか明示されていないが、1. 県レベル組織よりも下位の組織であること(州議会選挙区は各県ごとに割り振られる。Jha, P., *Political Representation in India*, Dehli, 1976, pp. 39-140), 2. ジャナタ党を構成する旧インド人民党および旧社会党が県より直近下位の組織を州議会選挙区に有していたこと(本稿Ⅱ. 解説において後述), などから州議会選挙区のことであると思われる。

(注3) (注4)参照。

(注4) これらはいずれも県レベルにおける地方自治体の名称である。県委員会は農村部の県における行政を処理し、ジラー・パリシャドは下のようなパンチャーヤット・ラージ制の県レベルの機関である。ただし、ジャナバダは県より下位のタルク区またはテンル区に置かれる地方団体である(ジャナバダはマディヤ・プラデーシュ州のみ)。

Zilla Parishad (県評議会) —— 県レベル

Panchayat Samiti (パンチャーヤット・サミティ)

——ブロック・レベル

Village Panchayat (村パンチャーヤット)

——村レベル

Shukla, J. D., *State and District Administration in India*, New Delhi, 1976, および Sharan, P., *Public Administration in India*, Meerut, 1978.

Ⅱ 解説 —— 1969年の分裂前における会議派の規約との対比を中心として

以上に訳出したジャナタ党規約は、1969年の分裂前における会議派(以下、会議派)の規約をそのまま継続して使用した旧野党会議派の規約を基本的に借用したものである(注1)、同党を構成するその他の3旧政党(大衆連盟、インド人民党および社会党)(注2)の諸規約から採用した部分もある。ジャナタ党規約は、通常、党規約がそうであるように党員と党組織構成とを主な規定対象事項としている。

1. 党員

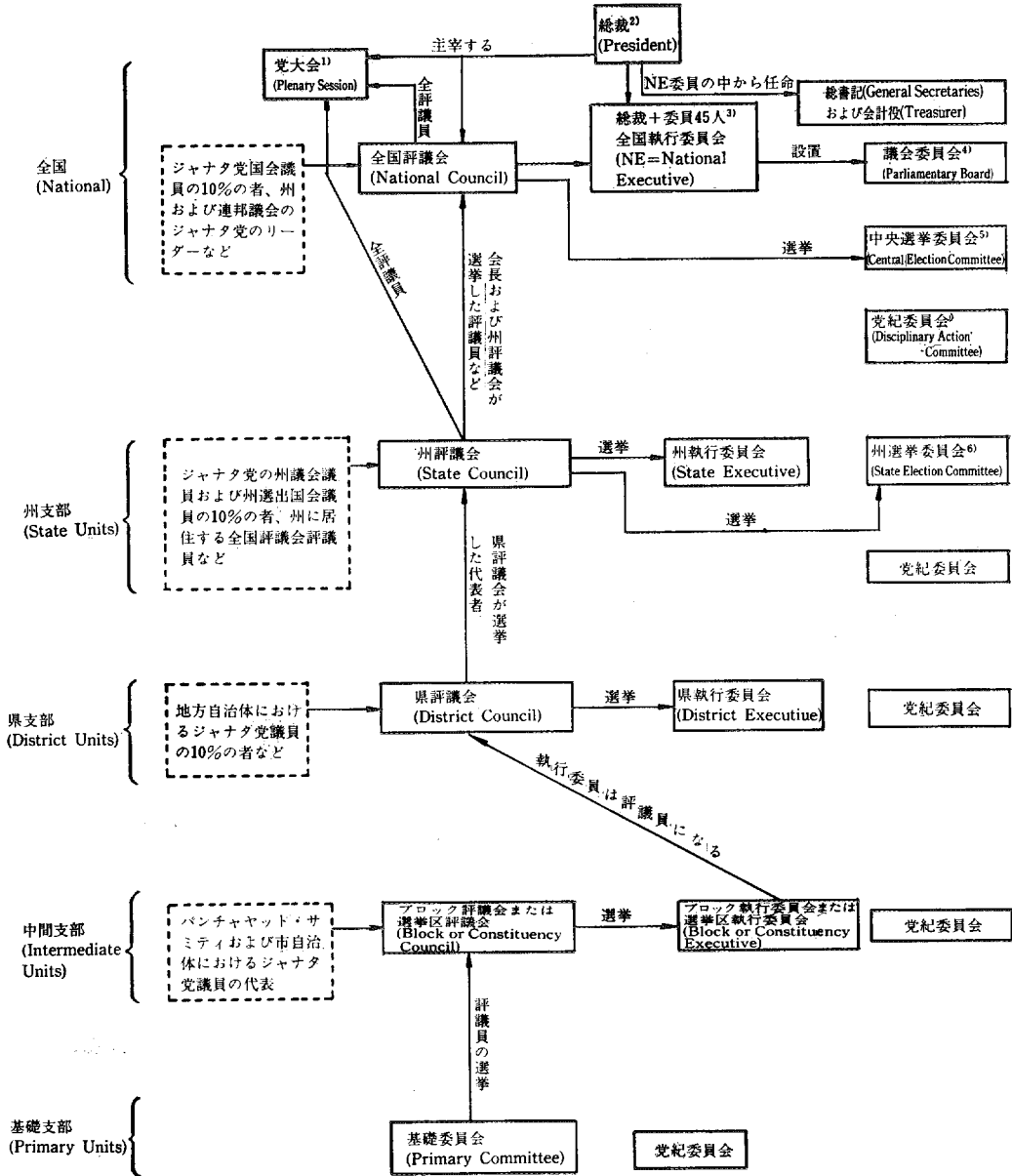
党員に関する諸規定は、会議派規約の諸規定とほぼ同一である。党員は二つのカテゴリーに分けられている。初級党員(primary member)と活動党員(active member)である。

初級党員の資格は、18歳以上で、党の目的を承諾し、書面による誓約を行いおよび2年間の党費1ルピーを納入した者となっているが、これにただし書がついている。会議派規約とほぼ同一のただし書の内容は、入党希望者が別個の党員資格、規約および綱領を有する他の政党の党員であってはならない、というものである。かつて、会議派が、1948年、1934年規約を改正してこのただし書を挿入したのは、当時会議派に存在した組織化されたグループ、特に会議派社会党の追出しのためであったと言われる(注3)。一方、ジャナタ党の場合には、この二重党員禁止規定を旧大衆連盟と表裏一体をなし宗派団体と目されているRSS(国家奉任者団)のメンバーに適用させるか否かの問題があった。この点について同党の総書記で国会議員であるアドゥ・リマエ(旧社会党)は、党規約をめぐる党内審議の過程で当該規定を含む第5条に反対論があったが、デサイ首相の介入により同条の審議は無期延期にされ、また、ジャナタ党結成時にRSSの構成員資格と同党の党員資格とは矛盾しない旨の了解が存在したと主張する者もいる(注4)、と述べている。

党員のもう一つのカテゴリーは活動党員(active member)である。活動党員の資格は、2年間に25ルピーの党費を納入するかまたは25人の初級党員を入党させ、宣告書に署名して次の諸条件を満す者となっている。21歳以上、手紡ぎ手織りカーディーの常用、禁酒等、不可触賤民制を遵奉しないこと、宗派的統一を信ずることおよび全国執行委員会が定める最少限の訓練を受けかつ最少限の務めを行うことを誓うこと、などである。活動党員の資格には、会議派のように過去2年間継続して初級党員であった者という制約はない。なお、この活動党員に関する規定(第5条第b項)は、次回の党大会から2年後に施行されることになっている(同条傍注)。

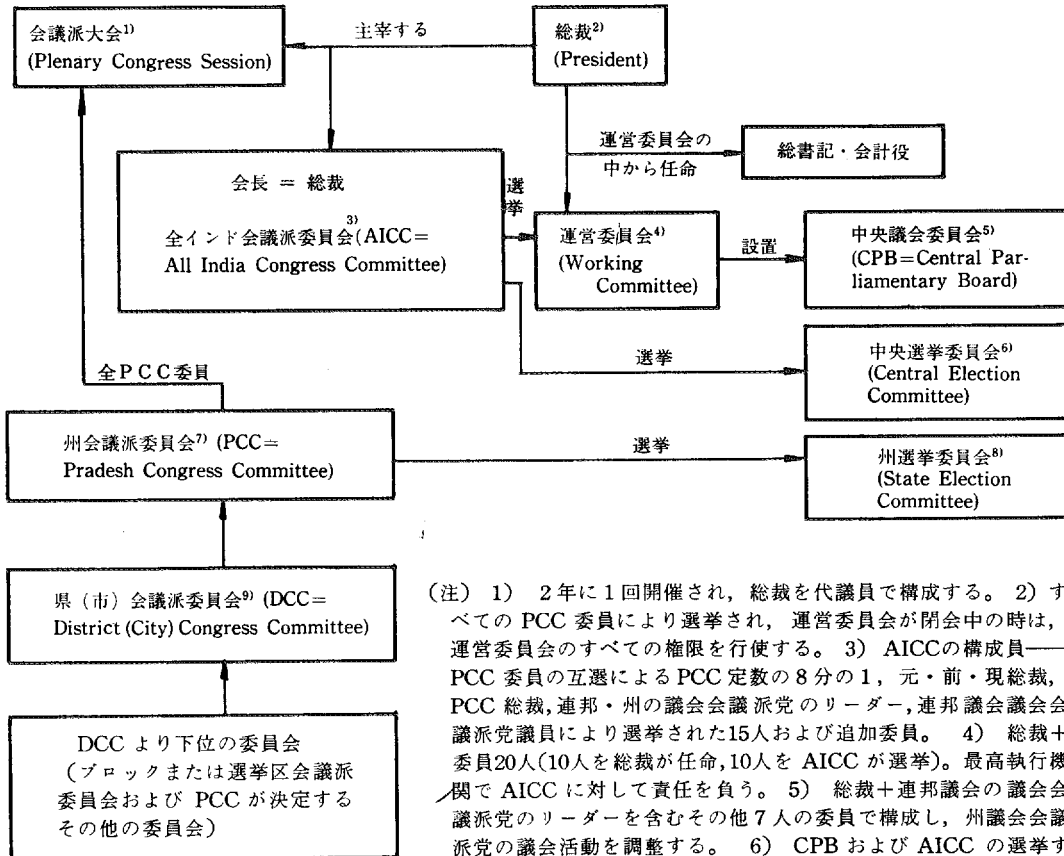
党員に関する規定の中で、興味を引くのは、第20条第6項(D)である。この規定は、全国執行委員会がその権限の一つとして、特別な場合に第5条の規定の適用を緩和できる、というものである(注5)。会議派の場合にも同様な党員資格の緩和規定(ただし、運営委員会の権限として)が挿入されていた。この規定は会議派の場合にあっては、実態上からもあまり嚴重ではない党員資格をさらにゆるやかなものにする意味を有するものであったし(注6)会議派の包摂的な性格(またこれにより同党の優勢維持を図ったが)を人的構成面からも物語っていた。ジャナタ党の場合には、5政党の寄り合い所帯のためもあってこの規定を採用せざるを得なかったのであろう。ゆ

第1図 ジャナタ党の組織図



(注) 1) 2年に1回開催され、総裁と代議員で構成する。 2) すべての州評議会委員により選挙され、全国執行委員会が閉会中の時は、同委員会のすべての権限を行使する。 3) 最高執行機関で全国評議会に対して責任を負う。 4) 総裁十連邦議会ジャナタ党のリーダーを含むその他8人の委員で構成され、州議会ジャナタ党の議会活動を調整する。 5) 議会委員会およびその他7人の委員で構成され、州議会および連邦議会議員候補者の最終選定と選挙運動を行なう。 6) 州評議会の会長、州議会のジャナタ党のリーダー、州評議会の選出した委員で構成され、中央選挙委員会に対して州議会および連邦議会議員の候補者を推薦する。 7) 最低25人の初級党員がいる場合に設置できる。

第2図 会議派および野党会議派の組織図



(注) 1) 2年に1回開催され、総裁を代議員で構成する。2) すべての PCC 委員により選挙され、運営委員会が閉会中の時は、運営委員会のすべての権限を行使する。3) AICCの構成員——PCC 委員の互選による PCC 定数の8分の1、元・前・現総裁、PCC 総裁、連邦・州の議会会議派党のリーダー、連邦議会会議派党議員により選挙された15人および追加委員。4) 総裁十委員20人(10人を総裁が任命、10人を AICC が選挙)。最高執行機関で AICC に対して責任を負う。5) 総裁十連邦議会の議会会議派党のリーダーを含むその他7人の委員で構成し、州議会会議派党の議会活動を調整する。6) CPB および AICC の選挙する

るその他7人の委員で構成し、州議会および連邦議会の議員候補者の最終選定と選挙運動を行なう。7) PCC の構成員——人口2000人に1人の割合で選挙される単位構成員 (unit members) からなる選挙人団が選挙する委員 (小選挙区の区割は、関係州会議派委員会が運営委員の事前の承認を得て、約10万につき1人の割合で行うものとする [規約第10条])、元・前・現 PCC 総裁、州に居住する AICC 委員、州議会会議派党により選挙された委員および追加委員。8) PCC の総裁、州議会会議派党のリーダーおよび PCC が選挙した委員 (4～10人) で構成し、中央選挙委員会に対して州議会および連邦議会の議員候補者を推薦する。9) DCC の構成員——DCC の直近下位の会議派委員会 (CC) 委員が選挙した4人、活動党員である元・前 DCC 総裁、県選出の中央・州議会会議派議員、自治体などにおける会議派党のリーダー、DCC の直近 CC 総裁、県に居住したまたは県から選挙された PCC 委員および追加委員。

るやかな党員資格は一般に保守系の政党に共通して見られる特徴であって、党員資格の面でもジャナタ党と会議派がいずれも保守系の政党の属性を持つことを示している。

2. 組織構成

ジャナタ党は1977年5月1日に正式に発足したが、地方レベルの組織としては、通常、党の「選挙委員会」(Election Committee)があるだけであった(注7)。ジャナタ党の報告書「JANATA BULLETIN」によれば、1977

年8月18日～20日に開催された運営委員会の決議によって、同月末までに当時進行中であった州レベルにおける州委員会(Pradesh Committee)の設置を完了し、また、構成された州委員会は、同年10月15日までに当該州の県レベルに県特別委員会(District Ad-hoc Committee)を設置することになっていた(注8)。その後、インドの新聞等を見ると少なくとも州支部(State Unit)は設置されているようであるが、州支部を含め他の組織構成は暫定的な手続によって成立したものと思われる。なぜならば、各

旧政党が党内における勢力バランスの崩壊を避けようとする思惑を持つために、党規約に基づく各組織構成の選挙が党の発足から今日（1979年6月）にいたるまで行われていないからである（注9）。しかしこの選挙が行われていないとは言え、党規約が規定する組織構成を知るとともにインドにおける政党を理解する上で有効な素材を提供するものと思われる。

ジャナタ党の組織構成は、第1図（注10）のようになっているが、これを便宜的に中央レベルと地方レベルの二つに大別する。

(1) 中央レベル

ジャナタ党の中央組織は、ほぼ会議派の中央組織を借用したものである（第2図参照）（注11）。まず、州支部の代表および連邦議会議員などで構成する全国評議会（会議派の場合は全インド会議派委員会）がおかれている。このほか評議会は、ジャナタ党の州、県、ブロック（または選挙区）レベルにも設置されているが、いわば同党の立法機関である。ジャナタ党の評議会について特徴的な点は、構成員として下部組織の代表以外に会議派より多数の党所属議員がなっていることである。全国評議会は、全国執行委員会の要求によりまたは同評議会構成員の20%以上が全国執行委員会に要求したときはいつでも開催される。全国評議会の権限は、同党に関するすべての事項を調整するために党規約と矛盾しない規則を定めること、政策および綱領を決定すること、および全国執行委員会の選挙である。

ジャナタ党の組織構成において中心的な役割を果たすのが全国執行委員会である。全国執行委員会は、ジャナタ党の最高執行機関（highest executive authority）であって、党大会または全国評議会が定めた政策および綱領を実現するとともに党規約の解釈および適用に関する最終的な機関である。また、全国執行委員会は全国評議会に対して責任を負う。全国執行委員会は会議派の運営委員会とほぼ同一の性格と権限を有するが、両委員会構成員の選挙手続には大きな差異がみられる。運営委員会は総裁および委員20人で構成され、そのうち10人が総裁によって任命され、残り10人が全国会議派委員会によって選挙された。これに対して全国執行委員会は総裁および委員45人で構成され、委員45人はすべて全国評議会によって選挙される。その結果、会議派の運営委員会は、規定上の可能性として総裁の優位下に置かれるが、全国執行委員会の場合にはそうした事態にはならず、ジャナタ党

の総裁は同委員会の主宰者にすぎない。ジャナタ党が上述した選挙手続を採用したことは、総裁を擁したいずれかの旧政党が全国執行委員会において強力な発言権を持つようになるのを防ぐためであったと思われる（注12）。

全国執行委員会はその他の権限として議会委員会を設置する。議会委員会は、総裁および連邦議会ジャナタ党のリーダーを含むその他7人で構成され、州議会ジャナタ党の議会活動を調整する。また、この議会委員会は全国評議会によって選挙された7人の委員とともに中央選挙委員会を形成する。中央選挙委員会は、州議会および連邦議会の議員候補者を最終的に選定するとともに党の選挙運動を行う。議会委員会および中央選挙委員会は、構成および権限とも会議派における同名の両委員会とほぼ同一である。

このほか中央レベルの組織として党大会がある。党大会は、その構成および権限とも会議派の会議派大会とほぼ同じである。党大会は総裁およびすべての州評議会構成員で構成され、政策および綱領の決定、規約の改正などを行なう。しかし、党大会の党組織構成における地位は、会議派大会と同様低い。その理由としては、(i) 2年に1回しか開催されないこと、(ii) 党大会の構成員に開催発議権がないこと、(iii) 党役員を選挙する権限が与えられていないこと、などである。

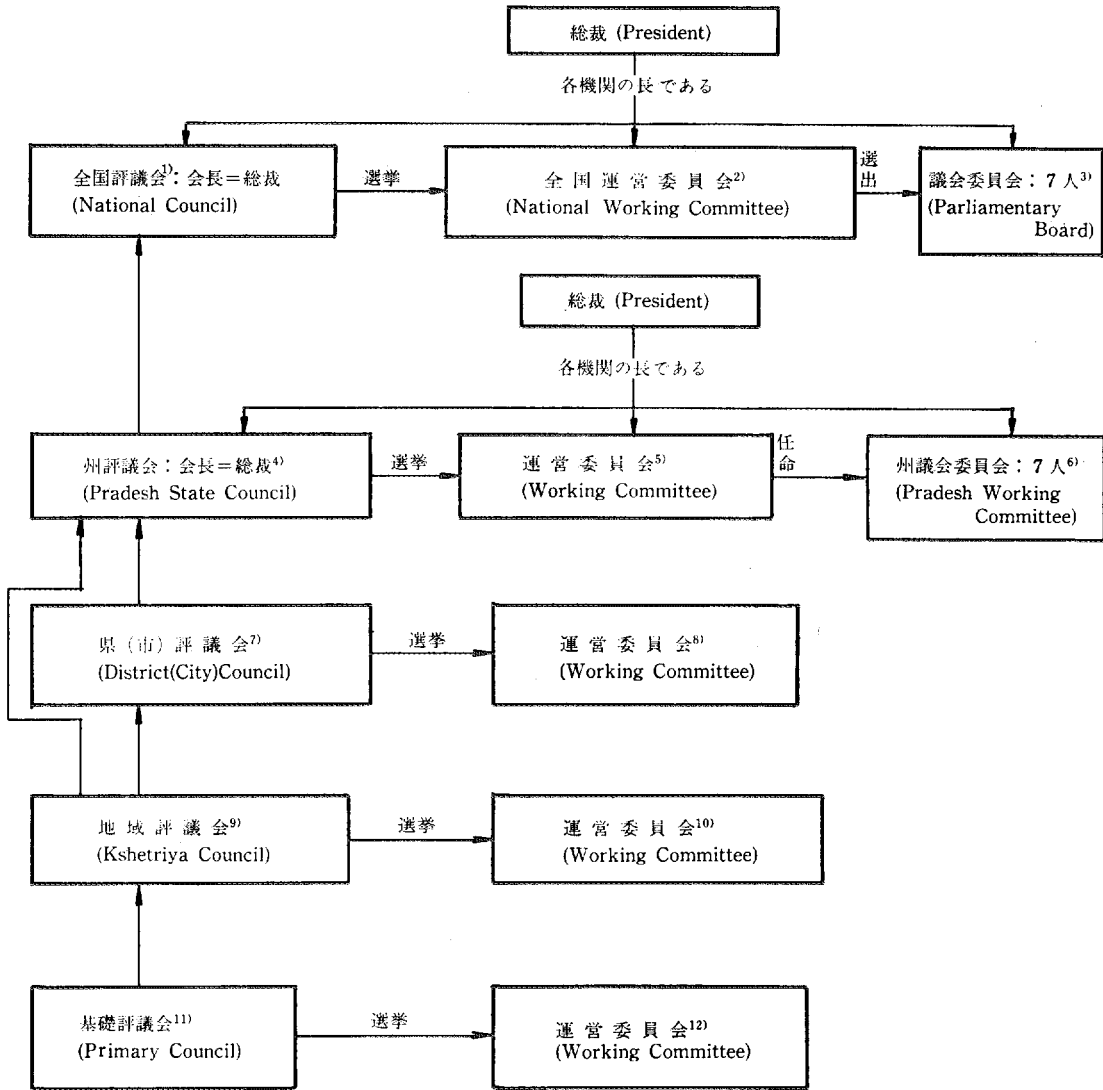
以上に述べた中央レベルにおける諸機関の主宰者となるのが総裁である。総裁はすべての州評議会および全国評議会の構成員によって選挙される。総裁は全国執行委員会が閉会中の時は同委員会のすべての権限を行使し、また、同委員会委員の中から会計役1人および総書記5人以下を任命する。総裁は党組織構成上その頂点に立つが、全国執行委員会に関する説明の中で述べたように、その地位と権限は必ずしも強力なものではない。

中央レベルの組織としては以上のほかに、党紀委員会が設置されている。なお、ジャナタ党規約には連邦議会ジャナタ党（Janata Parliamentary Party＝JPP）とジャナタ党との関係に関する規定はなく、JPPの全構成員の10%が互選により全国評議会の構成員になること、またJPPのリーダー（現在、モラルジ・デサイ首相）が全国評議会および議会委員会の構成員になる、との規定がみられるだけである。JPPはそれ自体の規約を有している。

(2) 地方レベル

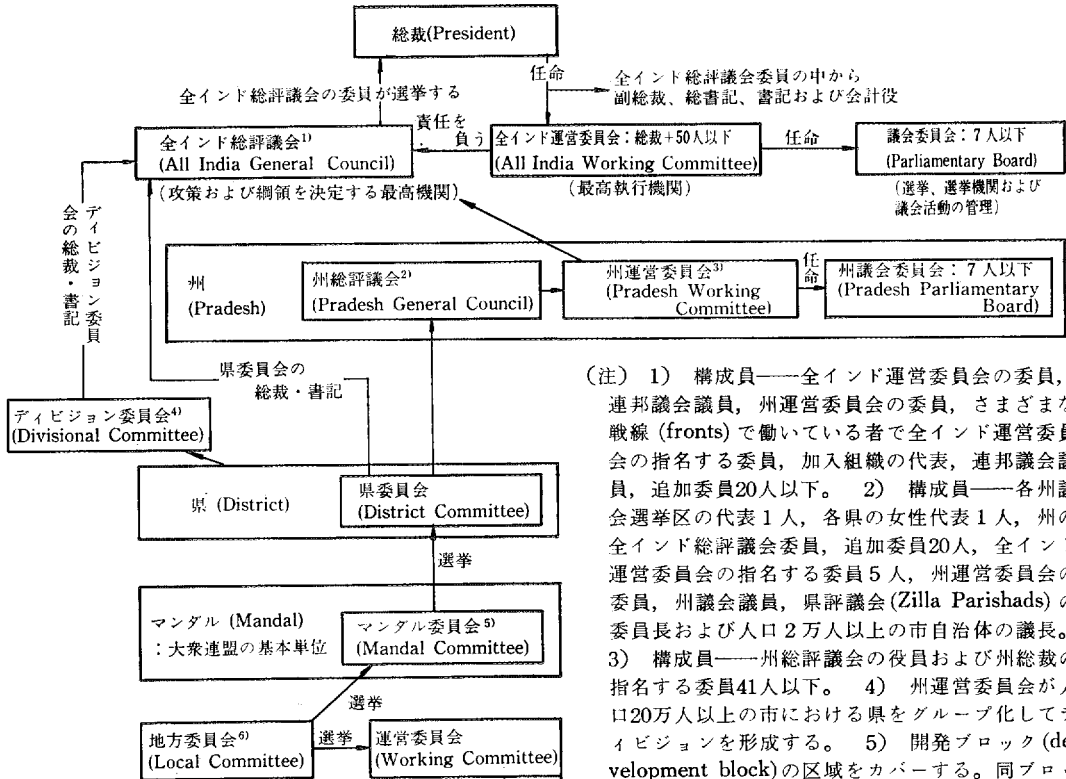
ジャナタ党の中央レベルの組織構成は、基本的に会議派から借用したものであったが、地方レベルについては

第3図 インド人民党の組織図



(注) 1) 党の最高・政策作成機関。構成員——連邦議會議員。州の連邦下院議席数の委員を当該州の評議会が選挙する。 2) 總裁+40人。全国運営委員会の中から副總裁4人、書記長、書記4人、会計役を選挙する。役員は全国評議会の役員でもある。 3) 連邦議會議員選挙 (Parliamentary elections) の党候補者を選定する。 4) 構成員——県(市)評議会の總裁および書記、当該州の州議会(上下院)議員、連邦議會議員、州評議会の元・前總裁および県(市)評議会への代表者でもある地域評議会の代表者1人。 5) 總裁+30人。運営委員会の中から副總裁3人、書記、書記代理3人までおよび会計役を選挙。役員は州評議会の役員でもある。 6) 7人。州議会およびこれより下位の地方自治体の候補者を選定する。 7) 各行政区ごとに設置される。ただし、人口20万人をこえる県内にある市では別個に市評議会を構成。地域評議会の總裁および書記、地域評議会の代表者3人、当該地域選出の州議会(上下)議員および連邦議會議員。 8) 總裁、上席副總裁 (Senior Vice-President)、次席副總裁 (Junior Vice-President)、会計役および委員11人で構成。同委員会委員の中から書記および書記代理2人を選出。役員は県(市)評議会の役員でもある。 9) 各州議会選挙区ごとに設置される。基礎評議会の代表者で構成する。 10) 總裁、副總裁、書記、書記代理 (Joint Secretary)、会計役および委員8人で構成する。役員は地域評議会の役員を兼ねる。 11) 各 Polling Centre ごとに設置され、最低党員数15人で構成する。 12) 總裁、書記、会計役および委員2人で構成。役員は基礎評議会の役員を兼ねる。

第4図 大衆連盟の組織図



(注) 1) 構成員——全インド運営委員会の委員，連邦議會議員，州運営委員会の委員，さまざまな戦線 (fronts) で働いている者で全インド運営委員会の指名する委員，加入組織の代表，連邦議會議員，追加委員20人以下。 2) 構成員——各州議会選挙区の代表1人，各県の女性代表1人，州の全インド総評議会委員，追加委員20人，全インド運営委員会の指名する委員5人，州運営委員会の委員，州議會議員，県評議会 (Zilla Parishads) の委員長および人口2万人以上の市自治体の議長。 3) 構成員——州総評議会の役員および州総裁の指名する委員41人以下。 4) 州運営委員会が人口20万人以上の市における県をグループ化してディビジョンを形成する。 5) 開発ブロック (development block) の区域をカバーする。同ブロックの区域に入る人口2万以上の都市地域には別個

のマンダルを構成する。 6) 村パンチャヤット (Gram Panchayat) または市部の区 (municipal ward) に設置される。

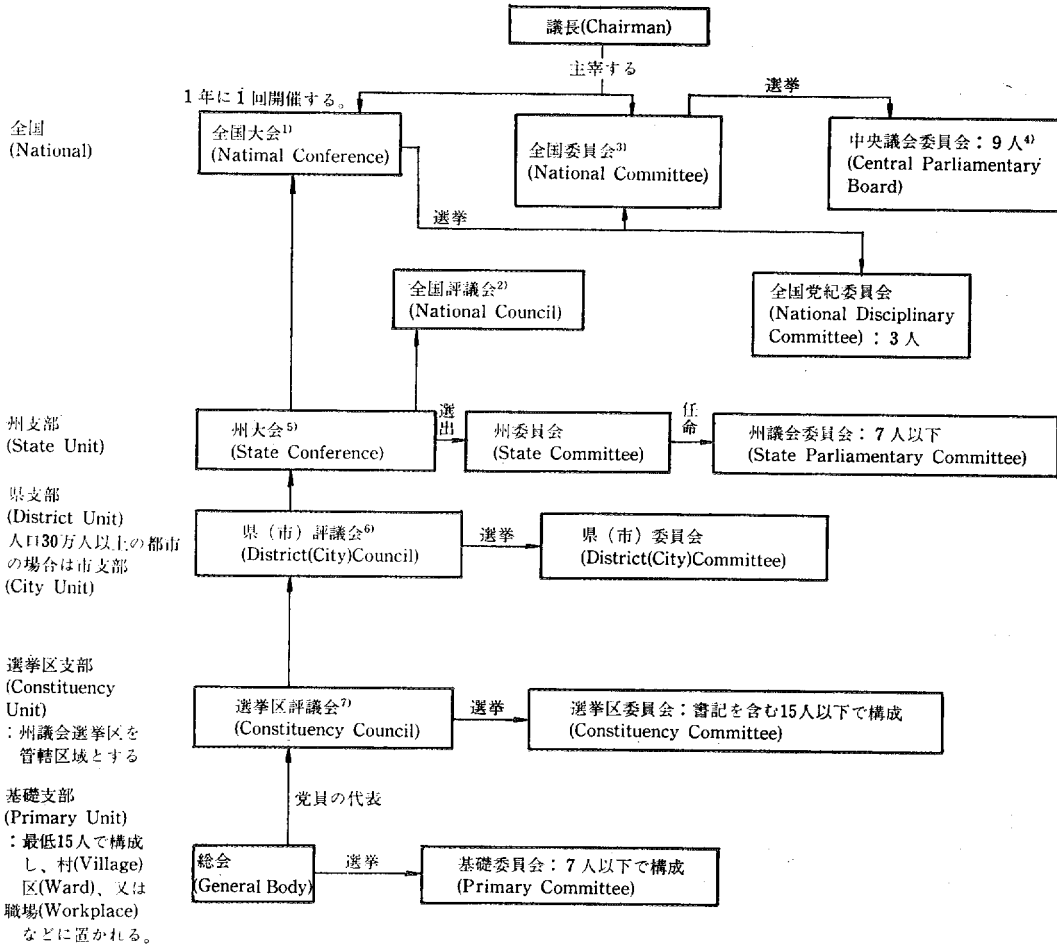
旧4政党 (野党会議派，インド人民党，大衆連盟，社会党) の地方組織を折衷したものであると言える。ジャナタ党内における規約制定過程で特に意見の対立がみられたのは，二重党员の問題と恐らくこの地方組織に関する問題であったろう。というのは，総裁が州評議会の構成員によって選挙され，また全国評議会の大半は州評議会の代表によって占められるために，地方レベルでどれだけの勢力を持つかがその旧政党の中央レベル，ひいてはジャナタ党全体における勢力と直結するからである。地方組織をめぐる旧政党間で特に争点になったと思われるのが，各段階ごとの地方組織とその区域との関連である。各旧政党にとって自党の地方組織構成がジャナタ党に採用されれば，その党は自己の勢力を温存し拡大しやすくなるわけである。第3～5図は旧政党の組織図である(注13)。

これらの組織図 (および第2図参照) を見ても明らか

のように，旧4政党とも共通して州および県を地方組織単位の区域としている。しかし，県より下位の組織単位の場合，その区域は4党ごとに異なっている。そのためジャナタ党における県の直近下位組織 (中間支部) の区域は，4党に適合するように選挙区またはブロックとなり，中間支部より下位で最底辺の基礎支部にいたっては25人の初級党员がいればどこにでも設置できるようになっている (第3～5図中における最底辺組織の区域を比較参照されたい)。

ジャナタ党の地方組織について特徴的な点は，(i) 会議派のように各レベルに単一の委員会が置かれるのではなく，評議会と執行委員会とで構成されていること，(ii) 党規約の各支部に関する規定が，構成手続のみに関するものであって，権限については全く言及されていないこと，などである。

第5図 社会党の組織図



(注) 1) 党員が選挙する代議員で構成(党員何人につき1人の代議員を出すかについては全国委員会が決定)および全国委員会の委員は職務上当然の委員。全国大会は、翌年の党の政策および綱領を決定し、ならびに議長、書記長 (General Secretary), 全国委員会委員29人以下の選挙などを行なう。 2) 州の代議員が選挙する全国大会の5分の1で構成し、全国大会間に1回集会する。同大会の決定に矛盾しない党の政策、綱領および組織について決定する権限を有する。 3) その他役員選挙および全国大会の決定した政策および綱領の遂行など。 4) 議長および書記長は職務上当然の委員(投票権あり)。連邦および州の議会議員候補者の指名、党の議会活動および州議会委員会の指導など。 5) 州議長、州書記長および州委員会委員23人を選挙する。州委員会の委員は職務上当然の委員。 6) 県議長、県書記および県委員会委員13人を選出する。各選挙区評議会委員の5分の1で構成する 7) 基礎支部の代表で構成する。

3. むすび

政党に限らず団体や結社の組織は、一定の目的のために形成されるが、目的達成後には維持の危機が発生する。かつての会議派の場合には、1920年代以後その目的をインドの自治から完全独立に変化させたのに応じてその組織も従来の臨時的なものから常設的なものに改組さ

れている。独立達成後における会議派は、S・コチャネックやM・ウィナーの研究(注14)が示すように独立を獲得するため組織体から政党の巧みな転換を行ない、その後約四半世紀にわたって政権を担当した。

一方、ジャナタ党は、1977年1月、同年3月に行なわれ第6次総選挙のために4政党がジャナタという名称の

もとにとりあえず結集した政党であった。ジャナタ党は、インディラ・ガンディーの独裁政権を打倒するとともにインドにおける民主主義の回復を目的とし、一応その目的を達成した。しかし、60年代後半から70年代のインド政党史の観点に立てば、実態は政権獲得のために4政党が結集したという側面が強い^(注15)。ジャナタ党は、1977年5月、民主国民会議派も加え正式に発足したが、その目的は、一般的に保守系^(注16)の政党がそうであるように、包括的かつ漸進的である。しかし、第6次総選挙の選挙綱領では革新的な政策を掲げているが、ジャナタ党の支持基盤は中農層以上および資本家層であって、これらの利害に対立する施策は実現されにくいわけである。一方、党の目的などに対応すべき党組織は、基本的に会議派の模倣である。しかし、ジャナタ党の組織は、旧政党の利害に対立する組織構成部分については既述したように妥協の上に成り立っており、また会議派のように独立運動時代の遺産を持っていない。会議派は、政党としての側面から見れば、包摂的な目的・政策と組織などでその優勢を維持するのに成功したが、ジャナタ党の場合には、一応包摂的な目的・政策を有している、これに対応すべき組織が構成されていない。ジャナタ党はガンディー政権打倒によりその役割を果たしたものの、その後政党として存続する上で一つのネックを有していると言えよう。

(注1) 会議派は1969年11月に分裂したが、分裂時に効力を有していた会議派規約は、同年7月のバンガロール AICC (全インド会議派委員会)において改正採択されたものである。分裂後、インディラ・ガンディーを中心とする「野党会議派」は69年改正規約を同党の規約としていたが、1974年7月、次いで1976年5月にこれを改正した。74年の改正では活動党員資格を中心にかんがりの変更がみられる。「野党会議派」については本文通りである。Zaidi, A. Moin, *The Annual Register of Indian Political Parties 1973-74*, New Delhi, 1974; Zaidi, A. Moin, *The Annual Register of Indian Political Parties 1974-76*, New Delhi, 1976 (以下、Zaidi 1974-76と省略)、AICC, *Constitution of the Indian National Congress* (野党会議派——著者注)、1976および*The Statesman*, April 30, 1977.

(注2) この3党のほか民主国民会議派がジャナタ党の構成政党である(合計5党)、同党の規約については不明である。

(注3) Weiner, Myron, *Party Politics in India*, Princeton, 1957, pp. 56-58.

(注4) マドゥ・リマエがジャナタ党とRSSとの関係を明確にするようデサイ首相に要請した手紙の中で述べているもの。*The Statesman Weekly*, Dec. 2, 1978.

(注5) さらに、連邦議会ジャナタ党の規約は1977年8月7日に改正され、同規約を遵守することに同意するいかなる連邦議会議員も、同党執行委員会の勧告に基づいて議員総会がその者の入党を認めた場合、同党の準党員 (associate member) になれることになった。*The Statesman Weekly*, Aug. 13, 1977.

(注6) かつて独立当時の会議派にとって、本文中で前述した二重党員の問題も含め党員資格をどう規定するかは重要な問題の一つであった。1934年規約では、18歳以上で、書面により会議派の目的(合法的かつ平和的手段による完全独立の達成)を信奉する旨を宣言し、4アンナを納入すれば誰でも会議派の構成員になることができたのである。しかし、独立により会議派が政権党になるにおよび入党希望者が殺到したため、会議派は、一方で入党をチェックし、他方で会議派の包摂的な性格を維持する必要に迫られたのである。

そこで会議派は、1948年4月、規約改正を行い従来1タイプしかなかった党員を、党員資格の厳格さの順に初級党員 (Primary Membership)、資格党員 (Qualified Membership) および有効党員 (Effective Membership) としたのである。しかし、それでもなお1県だけで40万人の有効党員が入党するケースが出るに至った(Rao, M. V. Ramana, *Development of the Congress Constitution*, New Delhi, 1959, p. 100)。そのため会議派は、1951年1月に規約改正を行い、党員資格がゆるやかな初級党員と限定的な活動党員 (Active Member) との2タイプに分けたのである。この2タイプの党員資格が、その後永年にわたって使用されたものである。1951年の規約改正は、当時、同年後半に予定されていた第1回総選挙における会議派の候補者選定問題と密接な関係を有していたものと思われる。51年規約は、その後1952年9月、次いで1957年1月に改正された。57年の改正で挿入されたのが党員資格の緩和規定であって、同規定は、同年3月の第2回総選挙を控え非会議派の有力候補を会議派に入党させる意味合いを持つものであった。会議派規約 (1934~1957年) については、Ramana, M. V., *Develop-*

ment.....を参照した。

(注7) Janata Party, *Janata Bulletin*, April 1978, p. 39.

(注8) Ibid.

(注9) 1969年11月の分裂後において依然として内部対立を抱えていた「与党会議派」の場合、組織選挙が行なわれたのは分裂から3年たった1972年(8月から12月にかけて)であった。AICC, *Report of the General Secretaries* (June 1972—August 1973), pp. 34-36.

(注10) Janata Party, *Constitution of the Janata Party (as amended by the Working Committee of the Janata Party on December 12, 1977)* より作成。

(注11) “The Constitution of the Indian National Congress (Effective July 11, 1969)” in Zaidi 1974-76, pp. 592-610 より作成。

(注12) しかも、総裁にはジャナタ党を構成する5旧政党に所属しないチャンドラ・シェーカルが就任した。1977年3月の総選挙当時における各政党等所属連邦議會議員数は次の通りであったと言われる。

大衆連盟93人(90人), インド人民党71人(85人), 野党会議派51人(35人), 社会党28人(30人), 民主国民会議派28人(28人), チャンドラ・シェーカル派6人, および無所属または地域政党25人。Thakur, Janardan, *All the Janata Men*, New Delhi, 1977, p. 159. なお、カッコ内の数字は, *The Hindustan Standard*, Dec. 3, 1977 による。

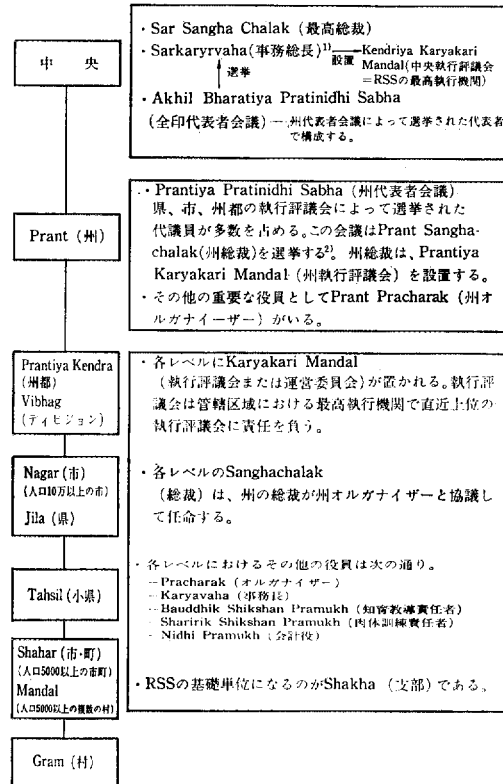
(注13) インド人民党については “The Constitution of the Bharatiya Lok Dal,” in Zaidi, 1974-76, pp. 633-642 より作成。大衆連盟については “The Constitution of Bharatiya Jana Sangh (effective May 2, 1972),” in Zaidi 1974-76, pp. 552-559 より作成。なお、大衆連盟と表裏一体をなすRSSの組織は不明な点が多いが、とりあえず作成したのが次の組織図である。

また社会党については “The Costitution of Socialist Party (effective January 8, 1973),” Zaidi 1974-76. pp. 615-623 より作成。

(注14) Kochanek, Stanley A., *The Congress Party of India*, Princeton, 1968 および Weiner, Myron, *Party Building in a New Nation*, Chicago, 1967 など。

(注15) 拙稿「独立後のインドにおける政党につい

RSSの組織図



(出所) Sadasivan, S. N., *Party and Democracy in India*, New Delhi, 1977, pp. 243-245 および Goyal, D. R., *Indian Version of Fassionism*, New Delhi, 1975, pp. 13-15 より作成。
 (注) 1) 実態は最高総裁の指名。
 2) 実態は中央からの指名。

て」(『アジア・アフリカ資料通報』第16巻第6号 1978年9月)を参照されたい。

(注16) チャンドラシェーカル党総裁は、1978年10月の段階で、ジャナタ党政権が党の社会・経済プログラムを実現できないため、同党が「中道右派政党」(a right-of-the centre party)のイメージを持たれてしまった、と述べている。*The Statesman Weekly*, Oct. 28, 1978.

(国立国会図書館調査局政治行政課)